

仕様等に対する質問・回答書

令和7年12月15日

(企局第443号 三室発電所の電力売却)

質問事項	回答
<p>■入札説明書</p> <p>(1) 入札参加申出書の添付書類について「ウ 令和6年度の電力供給実績を証明する書類」は、全需要量(kWh)が確認できる書類であれば様式は問わない、という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>(資源エネルギー庁の統計表一覧「3-(1) 電力需要実績」を当社にて集計した書類等でも受理いただけるのかを確認したく存じます。)</p> <p>(2) 9. 入札保証金、12. 契約保証金に関する 金融機関による銀行保証でも対応可能でしょうか。</p>	<p>提出していただく書類として、入札説明書7(1)ウに示す発受電月報等を指定していますが、発受電月報の提出が困難な場合は、令和6年度電力供給実績(kWh)が確認できる書類として、資源エネルギー庁の統計表一覧「3-(1) 電力需要実績」を集計した書類の提出でも構いません。</p> <p>入札保証金の減免に当たっては、入札参加申出を行い事前審査に合格した者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるか、口頭で契約締結の意思確認をさせていただき、その際に減免の可否を判断しお知らせすることとしています。</p> <p>また、契約保証金について、本入札では岡山県財務規則第155条の規定による減免は想定しておりません。</p>
<p>■仕様書</p> <p>(3) 第1章-5. 発電見込みの通知について、「前日12時頃までに買受人へ通知する」とありますが、需給運用の観点から9時までに通知いただきたく、落札後協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>発電見込みの通知については、原則として前日の12時頃までに買受人へ通知することとしておりますが、仕様書P1第1章5に記載のとおり、具体的な通知内容等は、契約後、本県と買受人と協議により定めるものとしています。</p>

(4) 第2章-2. 電力量料金の支払について、「買受人は同月25日までに本県に支払うものとする。」とございますが、「同月末日支払い」となるよう協議させていただくことは可能でしょうか。

電力量料金の支払については、仕様書P2第2章2に記載のとおり、買受人は、同月25日までに、本県に支払うものとしていますが、落札後、支払期日について協議することは可能です。